

第169回新発田地域広域事務組合議会定例会 会議録

招集年月日 令和5年11月21日

招集の場所 広域合同庁舎 4階会議場

開 会 令和5年11月21日午前9時30分宣言

日程第1 議席の変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 運営概況報告について

日程第5 議案第132号 監査委員の選任について

日程第6 議案第133号から議案第140号まで一括上程

一括上程議案

議案第133号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第134号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部改正について

議案第135号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第136号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第137号 令和4年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第138号 令和4年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第139号 令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）議定について

議案第140号 令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）議定について

出席議員

議会議長	宮崎 光夫
議会副議長	小野 徳重
議会議員	小坂 博司
議会議員	湯浅佐太郎

議 会 議 員	小 川 徹
議 会 議 員	宮 野 清 隆
議 会 議 員	小 柳 は じ め
議 会 議 員	加 藤 和 雄
議 会 議 員	三 母 高 志
議 会 議 員	渡 邊 喜 夫
議 会 議 員	八 幡 元 弘
議 会 議 員	坂 上 隆 夫
議 会 議 員	渡 辺 栄 六
議 会 議 員	宮 澤 光 子
議 会 議 員	田 中 智 之

説明のため出席した者

管 理 者	新 発 田 市 長	二 階 堂 馨
副 管 理 者	胎 内 市 長	井 畑 明 彦
副 管 理 者	聖 籠 町 長	西 脇 道 夫
監 査 委 員	胎 内 市 副 市 長	高 橋 晃
事 務 局	事 務 局 長	野 崎 光 晴
消 防 本 部	消 防 長	椿 芳 行
会 計 管 理 者	新 発 田 市 会 計 管 理 者	山 口 誠
事 務 局	事 務 局 次 長 ・ 業 務 課 長	五 十 嵐 富 士 雄
消 防 本 部	消 防 次 長	高 橋 孝 美
事 務 局	総 務 課 長	高 山 寿 昭
	新 発 田 広 域 ク リ ー ン セ ン タ ー 場 長	肥 田 野 正 信
事 務 局	参 事	林 徹

職務のため出席した者

書 記	事 務 局 係 長	石 井 浩 之
記 録	事 務 局 主 任	関 根 恵
記 録	事 務 局 主 事	二 瓶 小 夏
記 録	事 務 局 主 事	仙 田 創 太

記録 事務局 主 事 坂井 佑臣

午前 9時30分 開 会

○議長（宮崎光夫君） おはようございます。

はじめに、当広域組合議会定例会の様子を組合ホームページ等に掲載し、住民の皆さんに広く紹介するため、写真の撮影についてご了承くださいようお願いいたします。

また、組合議会傍聴規則に基づき、報道機関へ写真撮影を許可しておりますので、お知らせいたします。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、第169回新発田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、6月分から9月分に係る例月出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

議事日程の報告

○議長（宮崎光夫君） 本日の議事日程は、一般質問通告書の提出がありませんでしたので、本日お配りした議事日程のとおりといたします。

日程第1、議席の変更について

○議長（宮崎光夫君） 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。

新たに9月7日の聖籠町議会臨時会で宮澤光子議員、田中智之議員の2名の議員が選出されましたので、議長において現在ご着席の議席に変更いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名について

○議長（宮崎光夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において小柳はじめ議員、宮澤光子議員の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定について

○議長（宮崎光夫君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4、運営概況報告について

○議長（宮崎光夫君） 日程第4、運営概況報告について、管理者であります新発田市長より申出がありますので、これを許可します。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） それでは、運営概況報告を申し上げます。

はじめに、消防職員の懲戒処分についてであります。4月に行われた職場の懇親会の席で部下職員に暴行を行い、身体的・精神的な苦痛を与えたことにより、9月15日、新発田消防署の消防司令補41歳を懲戒処分の停職1か月に、管理監督責任として同席していた当直司令50歳を文書注意処分といたしました。昨年の不祥事以来、組織全体として再発防止に取り組んでまいりましたが、今後、今まで以上に職員の服務規律の確保に一層努めてまいります。

次に、一般廃棄物最終処分場建設事業の進捗状況についてであります。現在、検討を進めている新たな最終処分場建設の基本構想において、胎内市船戸地区の土取場の跡地を含む3か所について、地質などの自然条件、法規制などの社会条件及び経済性などを多角的に調査検討した結果、胎内市船戸地区が建設候補地として妥当であるとまとめたところであります。このことから、今後、基本構想の策定にあたり説明会を行った胎内市の船戸、つつじが丘、新発田市の貝屋、小国谷、下坂町地区の皆様には、検討結果について説明会を開催させていただく予定であります。最終処分場は、地域住民の生活に必要不可欠な施設でありますことから、引き続き関係3市町と連携して事業を進め、改めて報告させていただきたいと考えております。

次に、高畑旧処分場の閉鎖に向けた取組みについてであります。高畑旧処分場は、平成13年4月に埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場ですが、埋立て終了から22年経過した現在でも、施設閉鎖の条件である国の水質基準を満たしていないため、長期にわたり河川に放流するための水処理を続けており、施設閉鎖のめどがついておりません。全国的にも同様の課題を抱えている施設があることから、外部の専門家の意見を参考に今後の対応を検討しているところであります。去る10月16日に廃棄物資源循環学会の委員である明星大学の宮脇教授を現地にお招きし、施設の現状説明や意見交換を行い、閉鎖に向けては、処分場内部に処理されていない水分が相当量滞留しているため、その滞留水を減らすことが最優先であるとのアドバイスをいただきました。今後も、同教授の協力を得ながら、処分場に流入する雨水対策や水処理効率を上げる方法などを検討し、施設閉鎖に向けた取組みを進めてまいります。

次に、お配りしている「現況資料」の中から主なものについて説明をいたします。はじめに、消防事務についてであります。当広域管内における4月から9月末までの火災件数は19件で、前年同

期に比べ11件の増となっております。今後、空気が乾燥する冬季に向かうことから、引き続きホームページや消防車両による広報活動等を行い、より一層の防火認識の向上に努めてまいります。救急出場件数は3,478件で、前年同期に比べ140件の増となっております。救助出動件数は45件で、前年同期に比べ2件の増となっております。今後も緊急な重篤者の対応が遅れることのないよう、引き続き適正な救急車利用の方法に努めてまいります。

次に、ごみ処理事務についてであります。4月から9月末までの新発田広域クリーンセンター及び中条地区塵芥焼却場へのごみ搬入量は、合計2万1,075トン、1日平均152トンで、前年同期に比べ1,065トンの減となっております。内訳は、家庭からのごみが692トンの減、事業所からのごみが373トンの減となっております。また、不燃物処理場への搬入量は、697トン、1日平均5.4トンで、前年同期に比べ73トンの減となっております。なお、新発田広域エコパークの覆土を含む埋立量は2,910立方メートルで、累計では全体埋立計画量の72.8%となっております。

次に、広域交流施設「虹の里交流館」の利用状況についてであります。4月から9月末までの入館者数は1万4,199人、1日平均90人で、前年度に比べ335人の減となっております。

次に、介護認定審査事務についてであります。介護認定審査会による4月から9月末までの審査判定件数は2,628件で、前年同期に比べ568件の減となっております。減少の要因は、要介護認定の有効期限が到来した方の更新申請の減によるものであります。

その他詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。

以上で運営概況報告を終わります。

○議長（宮崎光夫君） 運営概況報告について質疑に入ります。質疑はございませんか。

小柳はじめ議員。

○議員（小柳はじめ君） おはようございます。消防職員の俗に言ういじめの事件の処分について報告ございましたが、再発防止に取り組んでまいりますということなんですが、全国的に閉鎖的な組織ということで、警察、消防のような方々にそういういじめとかが非常に起こりやすい風土だとは思いますが、これについては再発防止に向けての取組みの一環ということで、例えば調査をするとか、もしくは第三者を設けてそこに相談をするとか、そういうようなことは何かされていますでしょうか。

○議長（宮崎光夫君） 管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） いじめとか、そういうふうな暴行というふうには捉えておりません。宴席の場であります。時々私なども見かけることもあります。少し飲むといささか元気になって、ついつい友達感覚なんでしょうけれども、強く当たったりするという、何か本当に殴るというような、けんかになるとかという、そういう暴行ではなくて、飲んで、なあ、おまえだとか、おまえしつかりしろよとかというふうなのが、少し飲んで勢いが余って、でもどう見ても、これは親しいとはいえども、それはちょっと過ぎるのではないかということが、実は職員の異動に合わせた職員か

らの聴取のときに、実はこういうことがございましたということで、関係者を呼んで聞いたところ、まあ、そうでしたと、少し強く気合をかけられましたというような、そういう状況なんで、何か1人の人間に対していじめをずっとやっていたとか、そういう我々が思っているいじめという、そういう概念での暴行ではなくて、宴席でつい強く当たりながら飲んでたという、そういう暴行であります。しかし、どうあろうと暴行という、受ける側がそういうふう判断をすれば、もちろんそれはいけないことでもありますので、本人には1か月の停職とし、しっかりとやることと同時に、そこに同席していた上官にも一定の文書注意をし、そして職員全体にこのようなことのないようにやりなさいということで強く指導をしたところであります。

○議長（宮崎光夫君） 三母高志議員。

○議員（三母高志君） おはようございます。

介護認定審査事務について、最後にお話しされた介護認定の有効期限が到来した方の更新申請の減によるものという原因の分析をされていますが、これがなぜ更新申請が減少したかという理由が大事なのかなと思うので、その辺についてお分かりでしたらご答弁いただきたいと思いますが。

○議長（宮崎光夫君） 管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 事務的なことでありますので、職員から答弁させます。

○議長（宮崎光夫君） 野崎局長。

○事務局長（野崎光晴君） 平成30年4月に更新認定の有効期限が改定になりました。上限が24か月から36か月、いわゆる3年に延長されました。その結果、3年前の認定を受けた被保険者がその更新の手続をするということで、その巡り合わせのサイクルによりまして人数が増減したということであります。

○議長（宮崎光夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第5、議案第132号 監査委員の選任について

○議長（宮崎光夫君） 日程第5、議案第132号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮澤光子さんの退席を求めます。

〔宮澤光子君退席〕

○議長（宮崎光夫君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

議案第132号は、監査委員の選任についてであります。監査委員でありました五十嵐利榮氏が8月31日をもって任期満了により退任されましたので、新たに宮澤光子氏を選任したいというものであ

ります。

ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎光夫君） 人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第132号 監査委員の選任については、これに同意するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は同意することに決しました。

宮澤光子さんの除斥を解きます。

管理者から辞令交付がありますので、暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

〔宮澤光子君着席〕

午前 9時49分 開議

○議長（宮崎光夫君） 会議を再開いたします。

ただいま監査委員に就任されました宮澤光子さんをご紹介いたします。

ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（宮澤光子君） ただいま選任していただきました宮澤でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。（拍手）

日程第6、議案第133号から議案第140号まで一括上程

○議長（宮崎光夫君） 日程第6、議案第133号から議案第140号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由説明については、議案第133号から議案第140号までを一括で行い、
はじめに議案第133号、次に第134号、次に第135号から第138号、次に第139号及び第140号の4つに
分割して質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

はじめに、一般議案についてご説明申し上げます。議案第133号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。寺泊老人ホーム組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴い、新潟県市町村総合事務組合同規約の変更等について、議決を得たいというものであります。

議案第134号は、新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部改正についてであります。対象火器設備等省令の改正に伴い、急速充電設備や蓄電池設備、喫煙所、厨房設備に関する規制対象設備の規模や規制内容を変更するというものであります。

次に、決算の認定についてご説明申し上げます。議案第135号から議案第138号までは、令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。各会計の決算につきましては、去る10月17日に監査委員の審査を受け、別添のとおり意見をいただいております。

次に、令和5年度補正予算案についてご説明申し上げます。議案第139号は、令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）の議定についてであります。補正内容は、令和8年度の新庁舎の供用開始に合わせて実施する計画としておりました高機能消防指令システムの更新について、機器の製造に相当の期間を要するとのことから、早期の更新に向けて今年度中に発注する必要が生じたため、債務負担行為の設定をしたいというものであります。

議案第140号は、令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてであります。補正内容は、令和5年度、6年度の2か年で計画しております新発田広域クリーンセンターのクレーン更新整備事業について、資材調達の遅延により、今年度分の工事の竣工が困難となったため、繰越明許費を設定し、工事請負費の全額を繰り越したいというものであります。また、併せて交付税の確定に伴う特別負担金の調整を行うものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年度の人事院勧告等に伴う給与改定につきましては、今後の新発田市の実施動向により、関係条例の改正について専決処分させていただきたく、あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

○議長（宮崎光夫君） 補足説明を求めます。

野崎光晴事務局長。

○事務局長（野崎光晴君） 令和4年度決算につきまして詳細説明を申し上げます。

議案第135号から議案第138号まで、令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。あらかじめお届けしております「令和4年度決算に係る主要施策の成果説明資料」をご準備いただきたいと思います。

それでは、主なものにつきましてご説明いたします。説明内容は、去る10月17日に監査委員であります胎内市副市長の高橋委員にご説明いたしました内容と重複いたしますが、ご了承願います。

1 ページ、一般会計、事務局、火葬場、常備消防です。(1)の事務局、②は、令和2年度からの10年を期間とした第2次新発田地域広域共同処理基本計画をスタートしており、計画に記載の重点施策として年間3回の広報発行をはじめ、ホームページの更新やツイッターの投稿など積極的に広域行政の情報発信に努めてまいりました。

(2)の火葬場は、昭和54年7月の稼働以来41年が経過した現施設の改築事業を進め、令和2年度・3年度の建設工事を完了し、4年4月から新施設での火葬を指定管理者にて行っております。4年度は旧火葬場解体、車寄せ・外構・舗装工事を実施し、5年5月に全ての工事が完了し、火葬場改築事業は完結となっております。

(3)の消防、①は、「消防庁舎再編整備計画」に基づきまして、消防本部・新発田署・事務局の合同新庁舎は、4年度に建物基本設計や通信指令システム基本設計、地質調査を実施いたしました。豊浦出張所は、4年度に豊浦中学校のプール跡地に出張所を建設し、これまでの3人体制から4人体制に拡充して5年6月から新出張所で業務を開始しております。

②の消防車両更新について、3台のうち1台は川東出張所の平成15年度配備車を水槽付消防ポンプ自動車に、2台目は胎内署で令和8年(後ほど訂正)配備の化学消防自動車、3台目は胎内署の平成14年度配備車を査察車に更新いたしました。

最下段、2の一般会計決算総額は、歳入28億578万9,000円、前年度比6.69%の減、歳出26億8,144万8,000円、前年度比8.05%の減、歳入歳出差引き1億2,434万1,000円で2,967万9,000円を繰越明許費に係る翌年度財源繰越分といたしました。

2ページをご覧ください。ごみ処理事業特別会計であります。(2)の新発田広域クリーンセンターは、平成10年4月の稼働以来24年が経過いたしました。良好な運営を図るため、計画的に維持修繕を実施しておりますが、3炉あるうちの2号炉について、ホッパー内のごみを焼却炉の中へ押し込む吸塵装置、3号炉について、空気中に飛散する粉塵や排ガスをろ過するバグフィルターを更新いたしました。

(3)の中条地区塵芥焼却場は、昭和62年10月に稼働、平成13年・14年に焼却設備の大規模更新を実施したとはいえ、35年が経過いたしました。一層の効率的・効果的な業務を目指して、令和3年4月から受付・運転・修繕等を総合的に行うための包括的業務委託を実施して2年目であります。クリーンセンターと中条の2つの焼却場で前年度比2.1%減の4万2,236トンの可燃ごみを処理いたしました。この処理量は、過去10年間で最も少ない量であります。また、2つの焼却場について、設備の詳細な老朽・健全状況を調査し、設備修繕計画の参考とするための精密機能検査を実施して、3市町の副市長・副町長・担当課長で組織する検討委員会で最終処分場を含め、施設の在り方の検討を進めているところであります。

(5)の広域エコパークは、焼却場や不燃残渣の最終処分場で、平成13年4月の施設稼働以来22年が経過いたしました。令和4年度までの埋立累計は、全体計画量の71.3%であります。令和11年度

からの新発田市・胎内市・聖籠町での共同処理に向け、次期最終処分場の候補地検討を進めているところであります。

3ページをご覧ください。3ページ最上段、2のごみ処理事業特別会計決算総額は、歳入11億8,155万8,000円、前年度比16.53%の増、歳出11億4,180万3,000円、前年度比15.74%の増、歳入歳出差引き3,975万5,000円で627万円を繰越明許費に係る翌年度財源繰越分といたしております。

その下、まちづくり事業特別会計であります。1の事業概要で、隣接の広域クリーンセンターの排熱を利用しての広域交流施設「虹の里交流館」の運営であります。令和4年度の入館者は、対前年度比11.3%増の2万9,846人でありました。

その下、介護保険事業特別会計であります。1の事業概要で、新発田市、胎内市及び聖籠町の介護認定審査に係る運営であります。令和4年度は、240回の審査会を開催し、前年度に比べ565件増の6,266件の審査判定を行いました。

各会計の事業概要の説明は以上であります。監査委員からの主な質疑といたしまして、決算額の歳入歳出の差額について、基金分と繰越分に割り振るルールはあるのかの質疑に、組合は市町村のように財政調整基金を持たないので、基本的には歳入歳出の差引きを次年度の繰越金として繰り越している、また、一般会計では消防の高速道路救急業務支弁金を消防施設等整備基金に、ごみ処理事業特別会計では1,000万円程度をごみ処理施設整備基金に積み立てていると回答いたしました。

ごみ処理の市町村負担金は投入割に応じて負担額を算出しているが、実際に計測しているのか、算出基礎となる計測期間の質疑に、実際に計測し、その期間は前年11月から当年10月までの搬入実績を基に、当初予算の負担金としていると回答いたしました。

行政評価は内部評価のみか、外部評価も取り入れているのかの質疑に、現在は内部評価であるが、今後、新規事業や住民に直接関係する事業について、外部評価を検討したいと回答いたしました。

結びに、監査委員から会計処理上に問題はない。組合の会計処理において、大半を占める構成市町村負担金について、中長期的な視点に立って、各施設や設備が老朽化して、更新の時期にあることは承知しているが、更新計画を精査しながら長寿命化の措置等を取りながら、平準化した負担額となるようにしてほしいとの総評をいただいたところであります。

以上で補足説明を終わります。

失礼しました。1か所訂正をいたします。概要説明の際、②の消防車両更新について、「2台目は胎内署で令和8年」と申し上げましたが、「平成8年度配備の化学消防自動車」でありました。訂正をお願いいたします。

○議長（宮崎光夫君） 次に、決算審査の報告を求めます。

高橋晃監査委員。

○監査委員（高橋 晃君） 地方自治法の規定により、審査に付された令和4年度本組一般会計及び特別会計歳入歳出決算を去る10月17日に審査した結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、

いずれも関係法令に準拠して作成され、計数も関係諸帳簿と符合して正確であると認められたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮崎光夫君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第133号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第133号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第134号 新発田地域広域事務組合火災予防条例の一部改正について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第134号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号から議案第138号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第135号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第136号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号 令和4年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第138号 令和4年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の4議案について認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第135号、議案第136号、議案第137号及び第138号は認定することに決しました。
次に、議案第139号及び議案第140号の2議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎光夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第139号 令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）議定について、議案第140号 令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）議定について、以上の2議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宮崎光夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第139号及び第140号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎光夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第169回新発田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月21日

議会議長

宮崎 光夫

議会議員

小柳 はじめ

議会議員

宮澤 光子

